

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付料

- (1) 物件番号 6、7、12、13、14、15、16、18 の年額貸付料は、賃借料提案書に記載された金額とする。
- (2) 物件番号 6、7、12、13、14、15、16、18 以外の物件の年額貸付料は、賃借料提案書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した額（1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 電気料の負担

- (1) 物件番号 6、7、12、13、14、15、16、18 以外の物件の自動販売機の電気料は、各施設の所有者（蓮田市）の負担とする。
- (2) 物件番号 6、7、12、13、14、15、16、18 は、専用電源、メーターを設置者名義で設け、電気量は設置者負担とする。

3 売上手数料

徴収しない。

4 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。また、新規に設置する物件（新規〇と記載のあるもの）に係る電源を引く工事についても設置者の負担となる。

5 災害時の無償提供

設置者は、災害時に蓮田市が災害対策本部を設け、災害対策本部から飲料提供の要請があったときは、当該自動販売機内の在庫飲料を無償で提供するものとする。（設置者と蓮田市は、後日、協議の上、無償提供に関する協定を締結する。災害救援ベンダーの自動販売機とする。）

6 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して賃貸人の確認を受けなければならない。

7 自動販売機設置に伴う事故

賃貸人の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

8 商品等の盗難及び破損

- (1) 賃貸人の責に帰することが明らかな場合を除き、賃貸人はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

9 自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等

- (1) 物件番号 6、10、11、12、13、14、15、16、18、26 については、別添「市有財産賃貸借契約書（案）土地賃貸」の別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」のとおり。
- (2) それ以外の物件については、別添「市有財産賃貸借契約書（案）建物質貸」の別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」のとおり。